

[事案 30-201] がん給付金支払等請求

・平成 31 年 4 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

がんの手術を受けて給付金を請求したが、約款に定める支払理由には該当しないとして支払われなかったこと、また、保険料が団体扱から個別変更されたことを不服として、給付金の支払いおよび保険料を元に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

がんの手術を受けたので、平成 5 年 7 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、約款に定める支払理由には該当しないとして支払いを拒絶された。また、団体からの脱退手続がなされた結果、保険料は個別取扱いとなり、値上げされた。しかし、以下等の理由により、がん診断給付金および入院給付金を支払うとともに、保険料を元に戻してほしい。

- (1) 保険会社は、「病名が『m：早期がん』なので対象外」というが、この査定根拠は平成 15 年以降に販売された商品の約款に基づくもので対象範囲が違う。新商品は「悪性新生物を『上皮層（m）：早期がんと筋肉層（進行がん）』に分割し、上皮層を対象外としたが、本契約の約款には「m」の記載はない。
- (2) 定年時に保険料の払込みを銀行引き落としにしたが、団体扱いは継続された。その後、入っていた団体が解散して保険料を上げられたが、自分は、保険料の値上げについて、善意の第三者である。契約時に決まった保険料の変更はすべきでない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の疾病は、約款に定める「悪性新生物」には該当しない。
- (2) 申立人については、平成 26 年 2 月に団体からの脱退手続がとられているところ、集団扱特約にもとづき、保険料等を含め、集団扱のメリットを享受できなくなり、個別取扱いとなる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人の主張内容を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本疾病ががん診断給付金および入院給付金の支払対象となる「がん」に該当するとは認められず、集団扱特約の規定により集団を脱退した申立人は同取扱いの適用になるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。